

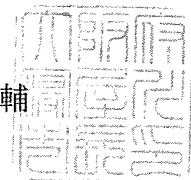
総人第550号

令和5年6月16日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 花澤 理津子 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



### 2023年夏季重点要求書（回答）

2023年5月10日付、寝市職労第7号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。	1 従来どおり、協議、交渉を行う。
2 定員適正化計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。	2 人員の確保については、計画的な採用を行い、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、適正な配置に努める。
3 育児休業取得者を定員数から外し、その代替職員として正規職員を配置すること。	3 育児休業取得者の取扱いについては、運用が困難であるため、現時点では考えていらない。

4 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。また再任用職員の一時金を正職員と同月数にすること。	4、5 令和5年6月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき2.17月分（暫定再任用職員については1.15月分）を標準とし、令和5年6月30日に支給する。会計年度任用職員の期末手当については、基準日在職し一定の基準を満たす職員に、0.5月分を支給する。
5 期末・勤勉手当は期末手當に統一し、全職員に一律10%加算すること。	6 紙与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、法令の趣旨等を踏まえ、必要な協議を行う。
6 賃金の低い青年層に配慮した給付制度を創設すること。	7 係長に対する時間外勤務手当の支給は行わない。
7 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。	8 夏季休暇については、5日間とし、取得期間は令和5年6月1日から令和5年10月31日までとする。なお、常勤職員以外の職員については、5日間を上限として、週の勤務日数・時間等を踏まえて付与する。
8 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。	9 生産性の向上とワーク・ライフ・バランスを実現するため、寝屋川市の働き方改革を強力に推進する。
9 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。	10 新たな監督職については、必要に応

<p>養成課程とは別に、3級に上がる制度をつくること。</p>	<p>じ協議を行う。</p>
<p>11 管理職養成課程は専門職や子育て中の職員が受講しようと思える制度として改善すること。</p>	<p>11 ねやがわ版管理職養成課程は、受講しやすい仕組みとなるよう制度の見直しを行う。</p>
<p>12 ねやがわ流フレックスタイム制（1か月単位の変形労働時間制）については、職場実態に応じた無理のない運用を行うこと。また勤務を予定していなかった時間に超勤命令がでた場合は、フレックスタイムではなく超勤手当で対応すること。</p>	<p>12 フレックスタイム制については、必要に応じ、運用等の見直しを行っていく。時間外勤務手当については、勤務のフレキシブルな対応を基本とする中で、副係長までの職員が上司の命令に基づき超過勤務を行った場合には、条例に基づき支給している。</p>
<p>13 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。</p>	<p>13 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用を図る。</p>
<p>14 メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。</p>	<p>14、15 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成を図る。</p>
<p>15 安全衛生委員会の活性化をすすめ、実効ある審議を行うために必要な資料提供を行うこと。</p>	
<p>16 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診の場で受診でき</p>	<p>16 子宮がん、乳がん検診などを定期健診で実施することは考えていな</p>

<p>るようのこと。</p>	<p>い。</p>
<p>17 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。</p>	<p>17 子の看護休暇については、現行どおりとする。</p>
<p>18 部分休業の取得できる期間を小学校卒業までに引き上げるなど、両立支援制度の拡充を行うこと。</p>	<p>18 部分休業については、現行どおりとする。</p>
<p>19 新型コロナウイルス感染症に関して、位置づけが5類に変更されても発症後5日間は「外出を控えることが推奨される」ので、引き続き感染症特別休暇の対象とすること、またワクチン接種後の副反応にたいする特別休暇を継続すること。</p>	<p>19 新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の取扱いについては、令和5年5月7日までの対応とする。</p>
<p>非正規職員の処遇改善に関する要求</p>	
<p>20 職員確保の観点からも任期付短時間職員の経年加算を拡充すること。また、給料格付けの号給を引き上げること。</p>	<p>20～23 任期付職員及び会計年度任用職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、適切な制度運用に努める。</p>
<p>21 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム勤務を適用すること。</p>	
<p>22 会計年度任用職員は業務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。また均等待遇の観点から処遇改善</p>	

を行うこと。

23 会計年度任用職員の一時金はただ  
ちに正規職員と同一の支給月数とす  
ること。